

花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象等）

第2条 助成の対象者は、市内の公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹柵（連続した複数にまたがる区間）等の公共の場所において、緑化事業（以下、「事業」という。）を実施する自治会、管理組合、地域及び事業所の緑化グループとする。

2 助成の対象は、花苗、種子、球根、樹木（低木）、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用とする。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、1対象者につき1会計年度80,000円以内とする。

（認定申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、花と緑のわがまちづくり助成事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）位置図
- （2）事業計画書
- （3）事業実施前の現況写真
- （4）その他市長が必要と認める書類

（認定）

第5条 市長は、前条の規定による助成事業の認定申請を受けたときは、当該申請を審査し、事業の認定の可否及び額を決定し、花と緑のわがまちづくり助成事業認定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第6条 認定を受けた者が、その事業を変更（軽微な変更は除く。）、又は中止しようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 認定を受けた者は、事業完了後速やかに花と緑のわがまちづくり助成事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）収支計算書
- （2）領収書その他経費の使途を明らかにする書類
- （3）完了写真

2 実績報告は、認定額の範囲内で年3回まで分割することができるものとする。

（助成金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、花と緑のわがまちづくり助成金交付額決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の交付の請求）

第9条 交付額決定通知を受けた者は、速やかに花と緑のわがまちづくり助成金交付請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（事業認定の取消し）

第11条 市長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） 助成金を助成対象以外の用途に使用したとき。
- （3） その他この要綱の規定に違反したとき。

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により助成事業の認定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（施行の細目）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成23年3月31日限りその効力を失う。